

## 舞多聞まちづくり館利用規則(暫定)

### 1. 目的

舞多聞まちづくり館は（以下まち館）、NPO 法人ガーデンシティ舞多聞倶楽部（以下当 NPO 法人）が保有する施設です。

当 NPO 法人は、舞多聞及び周辺地域の住民と持続可能な地域コミュニティの創造活動を行なうために「コミュニティ・スペースの管理運営事業」の一環として、まち館を地域住民の多様な利活用の便に供することに寄与します。

### 2. 利用者

まち館の利用者は、団体・個人（以下団体等）を問わず当 NPO 法人の会員であることかつ上記の目的に沿った活動を行う団体等であること。

当 NPO 法人の会員申込みは様式-1 に所定の記入を行ない法人事務局（舞多聞まちづくり館内事務室）に年会費の納入とともに申し込んでください。

会員は、総会で議決権を持つ正会員及び議決権を持たない賛助会員の区分があり、どちらかを選択して頂きます。

なお、当分の間（平成30年9月末）は下記②e-mail アドレスで入会申込み後、後日年会費を納入することが出来ます。

### 3. 利用の範囲

地域住民のコミュニティ活動や文化活動等多様な活動に対し利用を許可するものとし、以下の場合は利用を認めません。

- (1) 冠婚葬祭
- (2) 政治・宗教活動
- (3) 秩序または風俗を乱すおそれがあるとき
- (4) 営利収益を主たる目的とするとき（教室等で月謝等が概ね 5,000 円以上の場合）
- (5) 当施設や備品等を汚損または損傷するおそれがあるとき
- (6) 管理上支障があるとき
- (7) その他当 NPO 法人理事会で不適切と判断したとき

### 4. 利用方法

まち館の利用を希望する団体等は、事前に下記①HP 掲載のまち館利用状況を確認の上、様式-2「舞多聞まちづくり館 利用申込書」を下記②e-mail アドレスに電子メールで提出し許可を得てください。許可を得た団体等は利用の前日までに利用料を当 NPO 法人事務局に納入し、まち館の正面東入口のカギを受け取ってください。（カギの開閉扉の位置が変更になっています。）

利用後は清掃等確認事項の実施を行ない「確認票」とともにカギを当 NPO 法人事務局に返却してください。事務局担当者が不在の際は事務室扉横のポストに投函し退去してください。

なお、当分の間カギ等の受渡し（利用料納入含む）は、従来通りの原則週2回金曜日及び火曜日の17時から18時の間にまちづくり館で行いません。（土曜、日曜、月曜、火曜使用の場合は直近の金曜日に、水曜、木曜、金曜使用の場合は火曜日）

- ① 舞多間ふれあいのまちづくり協議会 HP  
「MyTown 舞多間」（アドレス：maitamon-kobe.com） → 「施設利用」

- ② NPO 法人ガーデンシティ舞多間倶楽部事務局

担当者 : 橋本

e-mail アドレス：【変更後】 yoyaku@maitamon.org

【変更前】 m\_machikan@yahoo.co.jp

9月15日以降変更後のアドレスをご利用ください。

## 5. 利用時間

利用時間は2.5時間とし詳細は下表による。

但し、当面の間、ふれあいのまちづくり協議会関係団体及び自治会（設立準備会含む）に限り、使用の空きのある場合及び特定の事情がある場合は1時間単位での利用を許可します。

区分	時間	備考
①	9:30 ~ 12:00	連続利用出来ます。
②	12:30 ~ 15:00	
③	15:30 ~ 18:00	
④	18:30 ~ 21:00	

上記時間外の利用を希望する場合は、事前に事務局に相談してください。

## 6. 利用料

利用料は下表による。

対象団体等	① ふれあいのまちづくり協議会及び部会として申込みのあった会員 ② 自治会及び準備会として申込みのあった会員 ③ ①②の関連サークル等として申込みのあった会員 ④ NPO 法人が認めた特定会員		⑤ ① ②③④以外の団体等会員		備考
利用規模	13名以上又は概ねフロア全体を利用	12名以下（机4脚及び椅子12脚以下利用）	13名以上又は概ねフロア全体を利用	12名以下（机4脚及び椅子12脚以下利用）	
2.5hr	1,500円	800円	3,000円	1,600円	
1.0hr	750円	400円			

利用料は、カギの受取り時に納入してください。

## 7. 利用団体等の責任

利用団体等は、善良なる管理者の注意義務を負い、火元、電気のスイッチ、後片付け、戸締り等に注意するとともに、備品什器等を大切に使用し、格段の注意を払ってください。なお、破損、汚損等については原状回復に要する費用の負担を求めます。利用後の整理が不十分な場合、以後の利用を認めないことがあります。

## 8. 利用上の注意

- (1) 利用を許可されていない部屋を使用しないこと
- (2) 騒音または大声を発しないこと（特に夜間）
- (3) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと
- (4) 当施設、備品等を汚損または損傷しないこと
- (5) 利用日及び利用時間を遵守すること
- (6) 利用後室内の清掃をおこなうこと
- (7) 無料の駐車スペースは用意されていませんので自動車による利用は、ご遠慮ください。  
なお、資材の搬出入、ハンディキャップ利用等特段の理由がある場合は、指定の場所への駐車を認める場合がありますので事前に事務局と相談してください。  
また、車利用の場合においても周辺の道路への駐車は行なわないでください。
- (8) その他当施設の運営上不適当な行為をしないこと

## 9. その他

施設内での事故、盗難等については、自己責任で対応願います。

## 10. 補足

この規則は平成30年9月1日から平成31年3月31日まで適用します。